

発行所
青森県高等学校・障害児
学校教職員組合
青森市橋本1丁目2-25
教育会館017(734)7287
編集発行人 酒田 孝
購読料一部20円は組合費
の中に含む

今月の紙面
1~2面:統一要求書課長交渉
3面:一時金支給額の問題
4面:集まれば元気!
私の好きな憲法

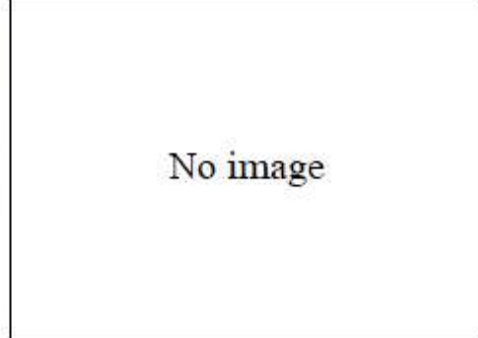
* HPへはこちらから→

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://aokokyoso.g2.xrea.com/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

～統一要求書課長交渉～

対外競技引率手当対象範囲拡大、
臨時講師の待遇改善へ

12月26日、統一要求書課長交渉を行いました。県教委からは教職員課、学校教育課、職員福利課、スポーツ健康課の各課長が出席し、51項目の要求に対して回答をし、組合側との交渉を進めました。高教組は最重要項目として7点をあげました。冒頭、高教組酒田委員長から「厳しい言い方になると思うが、教育現場が困難な状況になっているのは、行政の怠慢ではないかと思う。あらゆる手段を使って、現状を打開するために労働条件を改善していく必要がある。一つでも前進ができるように期待している。」と挨拶がありました。回答として前進的なものは少なかつたのですが、やり取りにおいては、前向きな発言もありました。この回答、やり取りを基に、1月31日、教育長交渉がもたれました(詳細は次号)。



交渉に臨む高教組交渉団

部活動指導手当の要請

高教組要求…対外運動競技等引率手当・部活動指導手当を大幅に増額すること。
県教委回答…昨年度、部活動指導手当について改訂したが、一部課題も残っていることから、部活動指導手当及び対外運動競技等引率手当の在り方について現在検討をしている。

臨時講師の待遇改善

高教組要求…臨時講師の賃金の最高号俸打ち切り制度を廃止するとともに給料表においても2級にすること。臨時講師の退職金も、教諭同様に教職歴を通算して計算すること。
県教委回答…最高号級の見直しについては、鋭意準備を進めている。講師の職務の級については、人事委員会規則に定める級別基準職務表により1級の職務とされているところから、1級とすること考えている。臨時講師の退職手当については、空白期間が是正された場合には正規職員と同様に教職歴が通算される。

県教委…対外運動競技等引率手当の対象範囲の要件を広げるという方向でできないかということで、現在課内で検討している。「運動部活動の指針」との整合性と部活動の先生方のかかわりの問題として考え、対外運動競技手当の要件を緩和するという方法もあるのではないかとということで、検討を進めている。
高教組…小学校は2時間1800円にするのと合わせてのことか。高校に関しては我々の要望も入った形の改善であるので良いのではないかと思うが、これではきつと小中学校の先生方は受け入れられない。いずれにしても、この件については決まっ

たら提示をお願いしたい。
高教組要求…初任者研修において、宿泊研修など勤務時間外まで拘束する研修を一切やめること。また、宿泊の強制を行わないこと。
県教委回答…宿泊研修は、文部科学省の研修例に基づき設定したもので、アンケートからも受講者から評価をいただいている。今年度から日程を3泊4日から2泊3日に変更したほか、初任者が宿泊しない場合の取り扱いを変更した。今後、初任者の負担軽減のため研修内容等について見直しを図っていききたい。
高教組…根本的な宿泊研修の在り方自体については疑問があり、勤務の一形態、研修という名の勤務で、宿泊場所の指定等自体が問題だと思ふ。結局、泊数は減っても、内容自体はさほど変わっていない。非常に負担が大きいし、勤務を超え

*2面に続く。

坂道の風

去年の暮れにある映画を見た。容姿に自信の無い女性がある日、頭を打ち、鏡を見ると自分が理想の容姿になっている。実は理想の姿は本人にしか見えないのだが、自信をもつた女性は、様々な事に前向きに取り組み、人生を切り拓いていくという話だ。セルフイメージが私達の人生に与える影響について考えさせられる▼また年明けに、30年前に北米で出版された教育に関する本を読んだ。本の冒頭に「子供達の自尊心を育てることの重要性は、事実、研究、実体験から明らかであり、私達教師はずっとそのことを仕事としてきたといつてよい」とあった。この本は、子供達の自尊心を高めるための活動を沢山紹介している▼さて、私は生徒の自尊心にどれだけ配慮しているだろうか。ミスや欠点を指摘してばかりだ。生徒が自分自身を受け入れ、好きになり、自らの意志で新たな一歩を踏み出せるような機会や環境を与えることのできる教師でいようと、新年、心に誓った。(藍子)

No image

県教委に迫る酒田委員長(上)、遠坂書記長(下)

ていると思うがどうか？

県教委…研修の名称は「宿泊研修」なので、この名称をなくさないで、その話は受け入れられない。研修内容があつて、それで宿泊が必要なのか？という話だと思ふ。この名称ではない研修だと思ふ。内容を含めて検討していきたい。ではすぐに来年度からかといわれると難しいが、徐々に進めていきたい。

高教組…初任研は中身を精選して、価値あるものにしてほしい。初年度1年に集中するのはなく、5年、10年かけていろいろな講座に出られるような枠組みにするなどその辺も検討して頂きたい。

県教委…学ぶ時間も先生たちには必要だと思ふが、子どもを残して研修に行くことがプラスにならないこともある、ということも踏まえて検討していきたい。

る。教員の人権は軽んじられると、子どもの人権も軽んじられていくような気がする。せつかく採用されて教育の世界に入ってきた人たちをもっと大事にしたい。ただきたい。

高教組要求…過度な負担とならないように、状況に応じた加配をすること。技能検定、スポーツ大会の実施については、教職員の負担を考え、見直すこと。

県教委回答…教育相談、高等学校における通級による指導の実施校、青森県特別支援学校技能検定発表会事務局校には企画運営のための教員を加配している。今後とも適切な教員配置を行うなど支援に努める。技能検定発表会及び青森県特別支援学校総合スポーツ大会においては一定の成果があり、教育的意義がある取り組みととらえている。それぞれの大会の開催時期、規模の調整や校内行事との調整など、教職員の負担軽減

特別支援学校の課題

に向け、特別支援学校校長会と共に改善に努める。

高教組…新規の事業。新しいものを導入するとき、必要でないものは整理していきなさいというが、校長会や県教委から降りてくるものは増える一方。やれと言われたことをやるが、年々業務が増えている。そんな中で誰が見直しをして、だれがスクラップしてくれるのか。校長会で決めて、自分たちで始めたものだから、やめるとか規模を見直すという判断はない。

県教委…先生方の負担はあるが、色々な交流の機会なので、工夫して取り組みたいし、ある程度の期間で見直すなどあらかじめ課題を洗い出してもらっていくことは必要だと思ふ。

高教組…スポーツ大会事務局の先生は「準備で忙しくて、何とも言えないプレッシャーを感じる」と言っている。先生方は負担感を持ったまま、始めている。技能検定については事務局校に加配は入れているといふが、負担感が変わっていないようだ。運用して準備していくのは現場の先生たちであつて、事務局や担当する方の負担感を軽減できる人事配置をしてほしい。

勤務時間管理の課題

事業での見直しについての方向を示してもらいたい。

高教組要求…客観的な手法による勤務時間管理を徹底させること

県教委回答…教職員勤務時間記録簿による客観的な方法を教職員の勤務時間の実態を校長が把握することとしている。教職員に配布されているパーソナルコンピュータへの操作により出勤時間が自動的に記録されるシステムを導入しており、簡易かつ正確な勤務時間の記録が可能となった。

高教組…忙しすぎて面接もできないから、うそを書いているという人が現実にはいる。きちんとやっているといっているが、客観的な勤務時間の記録と言えぬものではないと思ふ。

1年単位の勤務時間管理

高教組要求…1年単位の变形労働時間制を導入しないこと。

県教委回答…先般、給特法の一部を改正する法律が公布され、教育職員について長期休業期間中の休日のまともどりのために、労働基準法の規定による1年単位の变形労働時間制を条例に

より活用できるようになるとされている。同法律の施行にあたって留意すべき事項については、文部科学省から後日別途通知される予定であることから、県教育委員会としては今後の国の動向を注視しながら、概要を検討する予定である。

高教組…夏に教育長と話をした時には、条件が整っている現状ではないから、これに対してはかなりの慎重にという姿勢を感じたが、変わっていないのか？最終的には自治体ごとの判断になるが、導入しないでほしい。

教職員の働き方改革

高教組要求…学校における働き方改革の徹底に沿って、教職員の時間外勤務を縮減すること。

県教委回答…「教職員の多忙化解消に係る取り組み工程表」による取り組みの実施から3か年が経過したことから、必要な見直しをすることとして、現在取り組み項目等について、検討している。長時間労働の是正に向けた目標と、実効性のある取り組み内容となるよう、内容を精査している。

高教組…現場の方は期待で

No image

きない。県として、働き方に対するガイドラインは作らないのか。

県教委…本県でも、作成を進めている。年度内には提示したい。

高教組…働き方改革は急務だ。教員の成り手が少なくなっているのは、一つは働き方の悪い面が広がりすぎているということもある。学校のことを知れば知るほど、敬遠すると思う。こういったことを早急になんとかしないと学校教育の底が抜けるのではないか。お互いできることを頑張ってきたい。

Q・ボーナスが4.3月分より少ないのはなぜですか?

今年度のボーナスは4.3ヶ月分出ると聞きましたが、給与明細を見ながら、6月のボーナスと12月のボーナスと差額を計算してみたら、どうしても4.3ヶ月になりません。どうしてですか?

標準でも成績率ダウン
人事評価制度を使って
巧妙に削減されているからです。県教委が高教組に提示した今年度の一時金(ボーナス)は4.3月分です。高教組は全国最低水準が解消されていないというところで交渉の中でさらなる増額を求めましたが、県教委はそのまま県議会に提案を強行し、4.3月で議決されました。

A:人事評価制度によって巧妙に削減されています

「成績率」はその職員の人事評価の結果によって決まります。「S..特に優秀」であれば夏と冬で合計2.00月が、「A:優秀」または標準の「B..良好」であれば1.74月分、同様にCであれば1.52月分が、Dであれば1.305月分が支給されることとなります。下の図を見て下さい。ここで大切なのは、「標準」であっても支給月数が下がってしまうということです。県教委は「標準」でも下がる理由を、「上位区分」の職員のボーナス

労働条件なるほど相談室

成績区分ごとの一時金支給月数(2019年度)

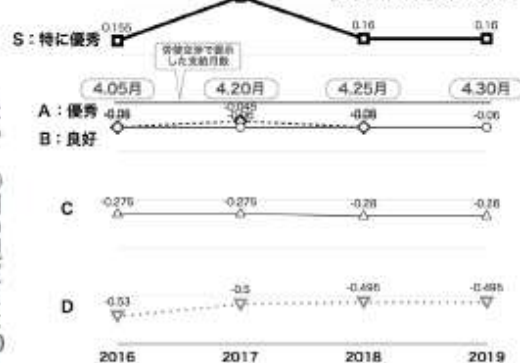


を上げる財源とするための原資と説明していますが、「S..特に優秀」の区分に該当する職員は実際には数名しかいないことを県教委も認めています。99.9%の「標準」の職員から利が

し取ったお金は合計で数億円に及びます。数名のために数億円もお金は必要ありません。

教職員組合と交渉せず成績率を決定
成績率はボーナスの前5月と11月に県教委から学校長に通知されます(高教組には知らされていませんでした)。成績率について県教委に確認したところ以下のことがわかりました。①人事委員会が決めている ②成績率は勤務条件であり組合との交渉事項である。次に人事委員会に確認しました。その結果以下のことがわかりました。①成績率を決めているのは人事委員会である ②S・A・B・C・Dの人数やAとBの成績率が一緒ということは教育委員会が独自に決めている ③基準とか計算式とかそういうものはない ④2019年度の成績率は前年に倣って決めたが、その前のものはどうやって決めたかわから

成績区分ごとの一時金支給月数の推移 提示した月数との差



ない ⑤国の規定には30%の職員の給与やボーナスを上げること、その財源は下位の者から取ることなどが定められている ⑥労働組合は人事委員会とは交渉できない

成績率は恣意的な数字
右の図を見るとわかるように、県教委が提示する一時金支給月数と成績率の間の差は年によって微妙に変動しています。これは、基準などによらずに賃金を恣意的に決めていることを証明しています。「教職員の資質能力の向上及び学校組織の活性化を図る」ための人事評価制度は、単なる巧妙なピンハネ制度になってしまいました。

集まれば、元気! ~冬の全国集会、集まって、しゃべって、元気!~

学ぼう、つながろう、子どもから始まる実践を語ろう

全国障害児学校&学級学習交流集会in兵庫

1月11日~13日、表記の集会に参加しました。全国から550名を超す仲間が参加しました。現地企画の新喜劇は大半がアドリブとのことでしたが、本物の新喜劇のような構成と喋りでも面白かったです。神戸大学の赤木和重さんによる記念講演では、子どもができるようになることばかり囚われる「できるのノロイ」、それにより子どもの願いや悩みが見えづらくなる

ことが障害児教育における問題と話されています。

No image

全国からの参加者を歓迎した現地企画

2日目は障害の重い子の発達について兵庫県の先生の実践と相模原事件を通して、子どもの能力と人間の尊厳について考えました。午後、実践レポートを発表しました。多くの先生方からご意見をいただき、授業作りに子どもの願いを組み込むことの必要性について学びました。

性部会 女委員

女子教職員の課題と学校全体の課題を語り合う

1月12日、全教第45回女性部委員会in愛知に参加しました。子ども達の生き生きとした学校生活を求め、教え子を戦地に送らない決意を歌う愛知教職員合唱団「きぼう」による合唱で幕を開けたこの集会は女性教職員を取り巻く課題をはじめ、教職員全体に関わる問題、平和を守る提案などについて話し合わせ、それぞれの議案が原案通り採択されました。

No image

活発な意見交流を行った女性部委員会

学習会では名古屋大学大学院准教授で「教師のブランク残業」などの著書、内田良先生の講演がありました。

に法的拘束力があるわけではないという3点が強く話されました。全体を通していた内容は、授業作りは子どもの願いや実態から出発すべきだということでした。子どもときちんと向き合えているかどうか今一度見直してみようと思えました。また、この集会では北海道東北をはじめ、全国の仲間や青年との交流も深めました。皆さんの実践や思いを聞き、元気をもらえました。来年は岐阜です。その前に東北ブロック集会を青森で開催します。たくさん仲間が集まってほしいです。

変形労働時間制ではなく教員増を

全教生活権利討論集会

1月18~19日全教会館にて表記の集会が行われました。冒頭、宮下全教中央執行副委員長から、「2020年は安倍改憲を打ち破る年に!また、国会での給特法一部改正案の成立を受け、1年単位の変形労働時間制導入を許さないたたかいの場は地方となった。反対署名は10万筆を超えた」というお話がありました。全教弁護団からは、今の教

務の削減をすると共に、先生活やそう運動を推進する必要があるということに改めて感じさせられました。

した。2日目は2つの分散会で、会計年度任用職員制度導入に対する情報交流、教職員の命と健康を守るための働き方改革、教育公務員としての権利拡大、賃金問題への各地の取り組みの交流を深めました。

No image

基調報告をする吹上全教生権/法制局長

青森高教組役員リレートーク その9

I LOVE 憲法

ようとする個人主義を定めています。もしも一人ひとりが個人として尊重されない社会であれば、日本は忽ち独裁社会や独裁政治になってしまうと思います。

13条の後半に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」とありますが、これは「幸福追求権」と言われており、憲法が個人それぞれの価値観に基づき公共の福祉に反しない範囲で幸福を求めていいという権利です。私は人生の折り返しに入っています。残りの人生は精一杯に幸福を追い求めながら生きていきたいと思っています。